

# 日本大学歯学会会則

(名 称)

第1条 本学会の名称は、日本大学歯学会 (Nihon University Society of Dentistry) とし、その事務局を日本大学歯学部内に置く。

(目 的)

第2条 本学会は、歯科医学及びこれに関連する学術領域の進歩を図り、もって国民の健康に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本学会は、次の事業を行う。

- ① 会員の研究成果を発表するため、学術大会を原則として年1回開催する
- ② 会員の研究成果を公表するため、機関誌「日大歯学」を発行し、会員に配布する
- ③ 本学会の対象とする学術領域における研究業績に対し表彰を行う。ただし、表彰規定は別に定める
- ④ その他、本学会の目的を達成するために必要な事業を行う

(会員の構成)

第4条 本学会は、次の会員で構成する。

- ① 正会員 第2条の目的に賛同する個人で、理事会において承認された者 (日本大学歯学部の教員、研究講座員、研究生、研究員ならびにポスト・ドクトラル・フェロー等)
- ② 学生会員 第2条の目的に賛同する学生で、理事会において承認された者。ただし、学生会員に関わる必要事項は別に定める
- ③ 法人会員 第2条の目的に賛同し、理事会において承認された法人または団体
- ④ 名誉会員 本学会の活動に特に功労があった理事経験者で、常任理事会で推薦され、理事会において承認された者

(入会の手続き)

第5条 本学会に入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、本学会事務局に申し込むものとする。

(退会等の手続き)

第6条 会員が退会を希望する場合または会員の姓名、連絡先等の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに本学会事務局に届け出るものとする。

2 日本大学大学院歯学研究科の大学院生の在学中の退会は認めない。

3 退会者には、納入済の当該年度会費を返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 正会員、学生会員及び法人会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会で審議の上、その資格を取り消すことができる。

- ① 退会届を提出し、受理された場合
  - ② 1年間以上会費を未納した場合
  - ③ 第2条の本学会の目的に反する行為を行い、本学会の名誉を傷つけた場合
- (役員構成)

第8条 本学会の運営を円滑にするため、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 常任理事 若干名
- ④ 理事 若干名
- ⑤ 監事 若干名
- ⑥ 評議員 若干名
- ⑦ 幹事 若干名

(役員職務)

第9条 役員職務は以下の各項による。

- 2 会長は、本学会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 常任理事は、総務、集会、会計、編集の各会務を担当する。
  - ① 総務担当常任理事は、会員の入退会に関する事項、総会ならびに役員会に関する事項、その他、本学会の運営全般に関わる会務を担当する
  - ② 集会担当常任理事は、総会ならびに学術大会の運営に関する会務を担当する
  - ③ 会計担当常任理事は、本学会の予算・決算に関する会務を担当する
  - ④ 編集担当常任理事は、編集委員会を招集し、機関誌「日大歯学」の編集・刊行に関する事項を担当する
- 5 理事は、本学会の会務に関する重要事項を審議する。
- 6 監事は、本学会の各事業および会計を監査する。
- 7 評議員は、理事会から提案された案件について、評議、決定する。
- 8 幹事は、常任理事の担当する会務を補佐する。

(役員委嘱)

第10条 役員委嘱は次のとおりとする。

- ① 会長は、歯学部長がこれに当たる
- ② 副会長は、会長が委嘱し、総会において承認する
- ③ 常任理事は、会長が委嘱し、総会において承認する
- ④ 理事は、会長が専任教授に委嘱し、総会において承認する
- ⑤ 監事は、会長が専任教授に委嘱し、総会において承認する
- ⑥ 評議員は、会長が専任教授及び専任准教授、若しくは当該講座の代表1名に委嘱し、総会において承認する
- ⑦ 幹事は会長が委嘱する

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 本学会は第2条の目的を達成するため、次の会議を開催する。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 編集委員会

(総会・学術大会)

第13条 総会・学術大会は、会長の招集により、年1回5月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第14条 役員会は、常任理事会、理事会及び評議員会とし、第8条に定める役員をもって構成する。

2 常任理事会、理事会及び評議員会は、会長が随時召集し、総務担当常任理事がその議長を務める。

(編集委員会)

第15条 編集委員会は、投稿原稿の査読、雑誌の編集および刊行、投稿規定の作成、その他の機関誌編集に関する業務を担当する。

2 編集委員会は、常設委員会とし、その委員は編集担当常任理事が推薦し、会長が委嘱する。

(経費)

第16条 本学会の経費は、会費、寄付金およびその他の帰属収入をもって支弁する。

(会費)

第17条 会費は、正会員 年額5,000円、学生会員 年額2,000円とし、年度当初に納入する。ただし、研究講座員については入室時に一括して100,000

円を納入する。なお、名誉会員の会費は免除する。

- 2 日本大学口腔科学会の会員は当日会費 3,000 円をもって、本学会において発表することができる。

(会 計)

第 18 条 本学会の予算・決算は、理事会及び評議員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 本学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会則の変更)

第 19 条 この会則を改正する場合は、理事会及び評議委員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

昭和 32 年 4 月 1 日	制定	昭和 32 年 4 月 1 日	施行
平成 6 年 5 月 22 日	一部改正	平成 7 年 1 月 1 日	施行
平成 8 年 5 月 26 日	改正	平成 8 年 4 月 1 日	施行
平成 13 年 11 月 25 日	改正	平成 13 年 11 月 25 日	施行
平成 14 年 5 月 18 日	改正	平成 14 年 5 月 18 日	施行
平成 15 年 5 月 18 日	改正	平成 15 年 5 月 18 日	施行
平成 16 年 5 月 22 日	改正	平成 16 年 5 月 22 日	施行
平成 18 年 5 月 20 日	改正	平成 18 年 5 月 20 日	施行
平成 19 年 5 月 19 日	改正	平成 19 年 5 月 19 日	施行
平成 22 年 5 月 15 日	改正	平成 22 年 5 月 15 日	施行

# 日本大学歯学会表彰規定

## 第1章 総 則

第1条 日本大学歯学会会則第3条第3項に基づく、学術領域における研究業績に対する表彰または奨励（以下選奨という）に関する事項は、この定めによる。

第2条 選奨の種類は次のとおりとする。

- ① 日本大学歯学会賞（以下学会賞という）
- ② 日本大学歯学会奨励賞（以下奨励賞という）

第3条 前条の各選奨の候補者を調査選考するため、選考委員会を置く。

第4条 各選奨の受領者は選考委員会の議を経て、理事会において決定する。  
なお、受賞者の氏名、業績の内容等を本学会機関紙に発表する。

第5条 各選奨は賞牌及び副賞を総会その他の適当な機会において贈呈する。

## 第2章 日本大学歯学会賞

第6条 学会賞は、本学会の対象とする学術領域に貢献する論文の著者を表彰する目的で、発表された論文の内、特に優れたものを選び、その著者に授与する。

## 第3章 日本大学歯学会奨励賞

第7条 奨励賞は、優れた若手研究者を育成する目的で、本学会総会・学術大会において、優秀な論文を講演し、かつ、次の各号に該当する者の中から授与する。

- ① 選考の時期に本学会員である者
- ② 講演の時期において35歳以下の者
- ③ 過去に奨励賞を受賞していない者

第8条 奨励賞の受賞者は原則5名以内とする。ただし、理事会の議決により受賞者数を変更することができる。

第9条 選考の対象となる論文は、表彰の時期の前年の本学会総会・学術大会において発表されたものに限る。

第10条 奨励賞は副賞として30,000円を贈呈する。

#### 第4章 選考委員会

第11条 第3条による選考委員会は、学会賞選考委員会と奨励賞選考委員会とする。

第12条 学会賞選考委員会及び奨励賞選考委員会の委員は、会長が理事の中から6名を指名した後、理事会の承認により決定する。

第13条 学会賞選考委員会及び奨励賞選考委員会は、理事会において各選奨の受賞者が決定したときをもって解散する。

#### 第5章 規定の改正

第14条 この規定を改定する場合は、理事会において決定し、総会に報告することとする。

#### 附 則

この規定は、平成22年5月15日から施行する。

平成8年5月26日制定	平成8年4月1日施行
平成19年5月19日改正	平成19年5月19日施行
平成22年5月15日改正	平成22年5月15日施行